

# 山梨県公報

第千四百三十七号

平成十五年

十二月十一日

木曜日

## 目次

結核予防法に基づく医療機関の指定	七五一
保安林の指定の解除	七五一
平成十五年度地籍調査事業計画の決定	七五一
県代行市町村道改築工事の開始	七五一
道路の区域変更(三件)	七五二
道路の供用開始(四件)	七五三
落札者等の決定について(二件)	七五三
特定非営利活動法人の設立の認証申請	七五四
毒物劇物取扱者試験の実施	七五四
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(三件)	七五五
公安委員会	
遊技機の型式の検定	七五六
正誤	
平成十五年四月十七日付け第千三百七十五号中	七五八
平成十五年七月十四日付け第千三百九十九号中	七五八

## 告示

### 山梨県告示第五百七十七号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十五年十二月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

名 称 所 在 地

### 山梨県告示第五百七十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成十五年十二月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

#### 一 解除に係る保安林の所在場所

北巨摩郡高根町清里字念場原三五四五の五五四(次の図に示す部分に限る。)、三五四五の四六二五、三五四五の四六二七、三五四五の四六二九、三五四五の六四九二

#### 二 保安林として指定された目的

風害の防備

#### 三 解除の理由

道路用地とするため  
(次の図は、省略し、その図面を山梨県庁及び高根町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第五百七十九号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により平成十五年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年十二月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

#### 一 調査を行う者の名称

甲府市

#### 二 調査地域

甲府市飯田二丁目及び二丁目並びに塩部一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目

#### 三 調査期間

平成十五年十二月十一日から平成十六年三月三十一日まで

### 山梨県告示第五百八十号

過疎地域自立促進特別措置法施行令(平成十二年政令第七十五号)第七条第二項の規定により、次のとおり市町村に代わって県が市町村道の改築を行う。その関係図面は、

山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十五年十二月二十五日まで一般の縦覧に供する。  
 平成十五年十二月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

路線名	区	間	新旧の別	工事の種類	開始年月日
若神子大蔵線	北巨摩郡須玉町大字若神子字小林 三三三五番の一地先から 北巨摩郡須玉町大字若神子字山崎 一四九九番の一地先まで	北巨摩郡須玉町大字若神子字小林 三三三五番の一地先から 北巨摩郡須玉町大字若神子字山崎 寺下五二二番の一地先まで	新	改良	平成十五年十二月十一日
			旧		

山梨県告示第五百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十六年一月五日まで一般の縦覧に供する。  
 平成十五年十二月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四一一号
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		新	旧	新
塩山市大字上粟生野字柳田一八〇一番の一地先から 塩山市大字上粟生野字原道下一〇四九番の一地先まで		旧	七・四 一三二・八	五二七・二
		新	一〇・〇 二二〇・〇	五二二・二

山梨県告示第五百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十六年一月五日まで一般の縦覧に供する。  
 平成十五年十二月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 下部飯富線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		新	旧	新
南巨摩郡中富町大字宮木字仲村六八八番の一地先から 南巨摩郡中富町大字宮木字河端二〇三三番の一地先まで		旧	六・四 一〇・八	五四五・〇
		新	一〇・一 一一・五	五四五・〇

山梨県告示第五百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十六年一月五日まで一般の縦覧に供する。  
 平成十五年十二月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 天神平甲府線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		新	旧	新
甲府市下帯那町字河方三〇一八番の一地先から 甲府市下帯那町字大田和二五九七番の一地先まで		旧	八・〇 一七・〇	六三〇・〇
		新	一一・〇	六三〇・〇

山梨県告示第五百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十六年一月五日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年十二月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	甲府玉穂中道線	中巨摩郡玉穂町大字中楯字田通八三六番の二地先から 中巨摩郡玉穂町大字中楯字宮ノ前二二七〇番の一〇地先まで	一八八・〇	平成十五年十二月十二日

山梨県告示第五百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十六年一月五日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年十二月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	平林青柳線	南巨摩郡増穂町大字春米字北山二六〇一番の二地先から 南巨摩郡増穂町大字春米字北山二六〇一番の二地先まで	一五四・〇	平成十五年十二月十一日

山梨県告示第五百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道

路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十六年一月五日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年十二月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	桐原藤野線	北都留郡上野原町大字桐原字黒田東四六七番の三地先から 北都留郡上野原町大字桐原字黒田東四六七番の二地先まで	六〇・〇	平成十五年十二月十一日

山梨県告示第五百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十六年一月五日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年十二月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
一般国道	四一一号	塩山市大字上於首字宮村一三三番の五地先から 塩山市大字上於首字宮村一一〇六番の二地先まで	四五・〇	平成十五年十二月十一日

公 告

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十五年十二月十一日

一 落札に係る借入物品等の名称及び数量  
インターネット関連機器 一式

山梨県知事 山 本 栄 彦

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県企画部情報政策課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日

平成十五年十一月十九日

四 落札者の氏名及び住所

エヌイーシーリース株式会社西東京支店 東京都立川市錦町一丁目八番七号

五 落札金額

月額九十万七千七百四十円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成十五年十月九日

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十五年十二月十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 随意契約に係る借入物品等の名称及び数量

山梨県グループウェアサーバ機器等 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県企画部情報政策課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

平成十五年十月三日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

エヌ・ティ・ティ・リース株式会社横浜支店 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町二丁目二十三番二号

五 随意契約に係る契約金額

一億六千九百十五万四千九百九十八円

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約によることとした理由

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第一項第二号及び第四号に該当

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十五年十二月十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 申請のあった年月日 平成十五年十一月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 環境を守る会

2 代表者の氏名 堀内勲

3 主たる事務所の所在地 中巨摩郡玉穂町乙黒三百二十六

4 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、地球環境問題や健康、医療の問題に関する事業を行い、環境や健康に関する意識向上に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十五年十一月二十八日から平成十六年一月二十八日まで

● 毒物劇物取扱者試験の実施

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第八条第一項第三号の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成十五年十二月十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 試験日

平成十六年二月二十八日（土）

二 試験場所

甲府市池田一丁目六番一号 山梨県立看護大学

三 試験の種類

1 一般毒物劇物取扱者試験

- 2 農業用品目毒物劇物取扱者試験
- 3 特定品目毒物劇物取扱者試験  
受験資格  
学歴、年齢及び性別を問わない。
- 五 試験の方法及び科目
  - 1 筆記試験
    - (一) 毒物及び劇物に関する法規  
基礎化学
    - (二) 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法
    - (三) 実地試験
  - 2 毒物及び劇物の識別及び取扱方法
- 六 受験手続
  - 1 提出書類
    - (一) 受験願書  
履歴書（受験願書の裏面）  
戸籍抄本又は住民票抄本（本籍が記載されたものに限る。）
    - (二) 写真（出願前六月以内に撮影した正面、無帽、上半身像、縦六センチメートル、横四・五センチメートルのものであって、裏面に氏名を記載したものを履歴書の写真欄にはり付けること。）
    - (三) 受験手数料  
一万五百円（受験願書に一万五百円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印しないこと。）
    - (四) 受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。
  - 2 受験願書の受付期間及び提出先
- 七 受付期間
  - 1 提出先  
平成十六年一月二十六日（月）から同月三十日（金）までの山梨県の休日を含め、正午まで及び午後一時から午後五時までとする。ただし、郵送による場合は、一月三十日（金）までの消印のあるものは有効とする。
  - 2 提出先  
住所を所管する各地域振興局健康福祉部（保健所）に提出すること。ただし、県外居住者にあつては、山梨県福祉保健部衛生薬務課（山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に提出すること。
- 八 合格者の発表

受験者には、合否を郵便はがきで通知するほか、合格者には、合格証書を交付するとともに、平成十六年三月十七日（水）に受験番号を県庁南側及び各地域振興局健康福祉部（保健所）の掲示板に掲示する。

九 その他  
詳細については、山梨県福祉保健部衛生薬務課（電話〇五五 二二三 一四九一）に問い合わせること。

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十五年十二月十一日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
北巨摩郡双葉町下今井字南原二九九七の一、二九九八、二九九九の一、三〇〇五の一、三〇〇七、三〇〇四六、三〇〇四七、三〇〇四八、三〇〇四九、三〇〇五〇、三〇〇五一の一、三〇〇五二の一、三〇〇五三の一、三〇〇五四、三〇〇六四、三〇〇六五、三〇〇六七、三〇〇七三、三〇〇七四、三〇〇七五、三〇〇七六及び三〇〇七七並びに字割石三〇〇、三〇〇一、三〇〇三、三〇〇四、三〇〇五、三〇〇六、三〇〇七、三〇〇九、三〇一〇、三〇一七、三〇一八、三〇一七五の一部、三〇一八七の一部、三〇一九九の一部、三二〇〇の一部及び三二〇三の一
  - 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡北地域振興局建設部及び双葉町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
北巨摩郡双葉町下今井千六百八十六番地 山梨北開発興業株式会社 代表取締役 竹井幹

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為



株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三 〇一四番地の八	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	C R・木 枯し紋次 郎X J	株式会社 平和	三〇〇七六四
株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三 〇一四番地の八	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	C R・木 枯し紋次 郎A J	株式会社 平和	三〇〇八〇四
株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三 〇一四番地の八	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	C R・木 枯し紋次 郎Y J	株式会 社 平和	三〇〇七七七
マルホン工業株式会社 代表 取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町一丁目 一二七番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	C R力也 F X	マルホン 工業株式 会社	三〇〇七八六
マルホン工業株式会社 代表 取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町一丁目 一二七番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	C R E コレク ションC T	マルホン 工業株式 会社	三〇〇八一八
マルホン工業株式会社 代表	ぱちんこ遊技	C R E	マルホン	三〇〇八〇二

取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町一丁目 一二七番地	機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	コレク ションH	工業株式 会社	
株式会社ソフィア 代表取締 役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目二 〇一番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	C Rサン バムイチ ヨX 2	株式会 社 ソフィア	三〇〇八五〇
株式会社ソフィア 代表取締 役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目二 〇一番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	C R海で すMX 2	株式会 社 ソフィア	三〇〇八二七
株式会社サンセイアールアン ドデイ 代表取締役 梅村義 孝 愛知県名古屋市中区丸の内二 丁目一一番一三三号	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	C Rイル ナボンバ IM	株式会 社 サンセイ アールア ンドデイ	三〇〇八六一
株式会社サンセイアールアン ドデイ 代表取締役 梅村義 孝 愛知県名古屋市中区丸の内二 丁目一一番一三三号	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	C Rイル ナボンバ IV	株式会 社 サンセイ アールア ンドデイ	三〇〇八五三
株式会社サンセイアールアン ドデイ 代表取締役 梅村義 孝	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	C Rイル ナボンバ IMV	株式会 社 サンセイ アールア	三〇〇八二四

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一―番一―三号	一号イ(別表第二)	ンドディ		
山佐株式会社 代表取締役 佐野慎一	第一種特別電動役物	ウミニバ ンR	山佐株式 会社	三四〇八四一
岡山県新見市高尾三六二番地の一	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)			

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十五年四月十七日山梨県告示第二三五十四号(保安林の指定の予定)

二四五	下	終わりから九	東八代郡境川村大黒坂字春日山一四二四の一	東八代郡境川村大黒坂字春日山一四二四の一(次の図に示す部分に限る。
二四六	上	一	字春日山一四二四の一	字春日山一四二四の一(次の図に示す部分に限る。

平成十五年七月十四日山梨県告示第三百九十一号(保安林の指定の予定)

四四六	上	終わりから六	赤ふぎ四四一九の二	字赤ふぎ四四一九の二
-----	---	--------	-----------	------------